

消費者安全調査委員会の取組 —転落事故の事故調査を中心に—

令和8年1月14日(水)

令和7年度消費者事故防止合同研修会
消費者庁消費者安全課 事故調査室

消費者安全調査委員会の設置・経緯

【背景】

- ・ 消費者庁発足以前より様々な事故が発生。
（ガス瞬間湯沸器事故、エレベーター事故、こんにゃく入りゼリー窒息事故等）
- ・ 消費者安全法（2009年9月、消費者庁設立時に施行）で、消費者事故情報の一元化は整備されたものの、原因究明及び再発・拡大防止のための事故調査を行う仕組みは不十分。

【設置に向けた動き】

- ・ 事故調査機関の在り方に関する検討会
被害者遺族や消費者団体を含む有識者からなる検討会を2010年8月に立ち上げ、関係省庁・機関の協力も得て議論（全14回開催）。2011年5月取りまとめ。
- ・ 消費者安全法の改正
（消費者安全法の一部改正法 成立：2012年8月29日 施行：2012年10月1日）
消費者事故等の原因を究明し再発・拡大防止の知見を得るための調査を行い、調査結果に基づき内閣総理大臣に対する勧告・意見具申等を行う。
2012年10月1日、消費者庁に「消費者安全調査委員会」を設置。

【消費者安全調査委員会】

- ・ 2024年10月、設置から13年目（第7期目）を迎えた。
- ・ 過去24件の報告書、評価書を公表。
- ・ 現在調査中の事案：「パーソナルトレーニングにおける事故」
「車椅子使用者を自動車で送迎中の事故」
「音楽イベントにおける混雑に伴う事故」

消費者安全調査委員会及び部会の構成

【組織(いわゆる8条機関)】

消費者安全調査委員会

- ・委員7名で構成
- ・月1回定例開催
- (委員長・委員長代理・委員5名)

委員長	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
委員長代理	宗林 さおり	藤田医科大学研究推進本部産官学連携推進センター客員教授
委員	岡田 就将	東京科学大学医学部教授
委員	郷野 智砂子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
委員	菅谷 朋子	弁護士、一級建築士
委員	水流 聡子	東京大学総括プロジェクト機構特任教授
委員	宮崎 祐介	東京科学大学工学院システム制御系准教授

事故調査第一部会

- ・委員2名、臨時委員6名

【審議分野】

主に製品、食品、施設に関する生命身体事故等

【調査事案】

- ・車椅子使用者を自動車で送迎中の事故

【終了事案】

- ・住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故
- ・木造立体迷路における事故－遊園地に設置された屋外の木造大型複層遊具－

(※旧製品等事故調査部会における終了案件)

- ・幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故
- ・ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故
- ・エステサロン等でのHIFU(ハイフ)による事故 等

(※旧工学等事故調査部会における終了案件)

- ・ガス湯沸器事故
- ・幼稚園プール事故
- ・機械式立体駐車場事故
- ・家庭用ヒートポンプ給湯機事案
- ・エスカレーターからの転落事故
- ・ハンドル形電動車椅子事故
- ・エレベーターの戸開走行事故 等

事故調査第二部会

- ・委員2名、臨時委員5名

【審議分野】

主に役務(製品及び施設の維持管理を含む。)に関する生命身体事故等

【調査事案】

- ・パーソナルトレーニングにおける事故
- ・音楽イベントにおける混雑に伴う事故

【終了事案】

- (※旧サービス等事故調査部会における終了案件)
- ・住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故
- ・水上設置遊具による溺水事故
- ・自動ドアによる事故
- ・学校の施設又は設備による事故等
- ・トランポリンパーク等での事故 等
- (※旧食品・化学・医学等事故調査部会における終了案件)
- ・毛染めによる皮膚障害
- ・子供による医薬品誤飲 等

【部会の会議構成】 委員各2名、臨時委員各数名、専門委員数十名規模(各部会共通)で構成

【部会の開催頻度】 月各1回

※部会の会議は、委員、臨時委員、審議事案の調査を担当する専門委員(1事案につき3名程度)を招集し開催

消費者安全調査委員会の調査の流れ

事故等の発生



端緒情報の入手、分析
(事故情報DB、医療機関NW等)



- **事故等原因調査**(自ら調査)
 - ・必要な限度において、調査権限を行使
 - ・調査を完了したときは、報告書を作成・公表
- **【調査権限】**
報告徴収、立入検査、質問、物件提出・留置、物件保全・移動禁止、現場立入禁止
- ・調査を完了したときは、報告書を作成・公表
- **他の行政機関等による調査等の結果の評価等**
 - ・他の行政機関等による調査等の結果を評価し、必要に応じて意見
 - ・更に調査を行う必要があるときは、自ら調査に移行
- 調査等の委託
(実験・分析等を委託)
大学、民間団体の研究機関 等
- 情報提供
被害者等の心情に十分配慮し、被害者等に適時適切な方法で情報提供



発生・拡大防止等のための提言

- 内閣総理大臣に対する**勧告・意見具申**
- 関係行政機関の長に対する**意見具申**

※直接、事業者等に対する勧告・命令をするものではない。



生命・身体事故等の発生・拡大の防止
及び被害の軽減のための各種措置

消費者庁

関係行政機関

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・消費者への注意喚起
- ・関係省庁への措置要求
- ・事業者に対する**勧告・命令**(隙間事案)

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・所管分野の事業者に対する**勧告・命令**等

フォローアップ

- ・意見具申後、関係行政機関の取組状況の確認等を、**事故の発生**の状況等に鑑み、適切な時期に実施



事故の再発・拡大
防止に

直近の報告書公表事案①

木造立体迷路における事故 －遊園地に設置された屋外の木造大型複層遊具－

(令和6年11月公表)

- 遊園地に設置された木造立体迷路の床の一部が抜け落ち、利用者が転落し、負傷する事故が発生。
- 腐朽により床を支えていた梁の強度が低下していたが、遊園地運営者はこれを認識することなく施設を消費者に利用させた。
- 対象施設のような法律の適用がないとされる木造構造物に存在する危険及び対策が、十分に認知・整理・周知されていなかった。



＜意見（対経済産業省、国土交通省）＞

- 安全基準の策定
- 安全基準の遵守。
法令による規制の必要性も検討。
- 専門家による調査等の要請

直近の報告書公表事案②

住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故 (令和7年6月公表)

行政機関等から危険性及びその対策の周知啓発が継続的にされているにもかかわらず、死亡事故が発生し続けている。

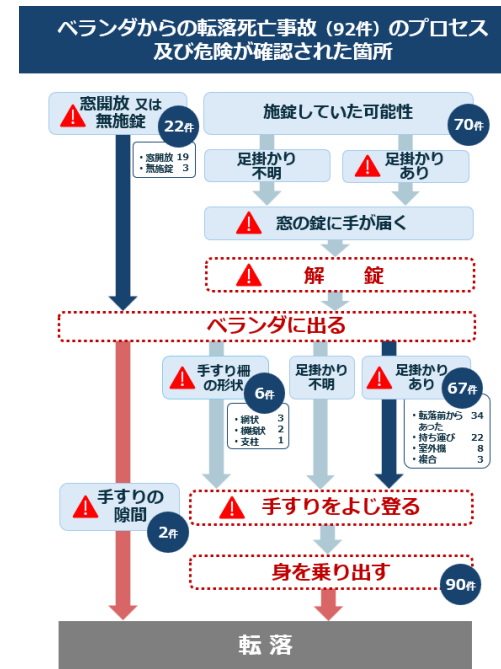
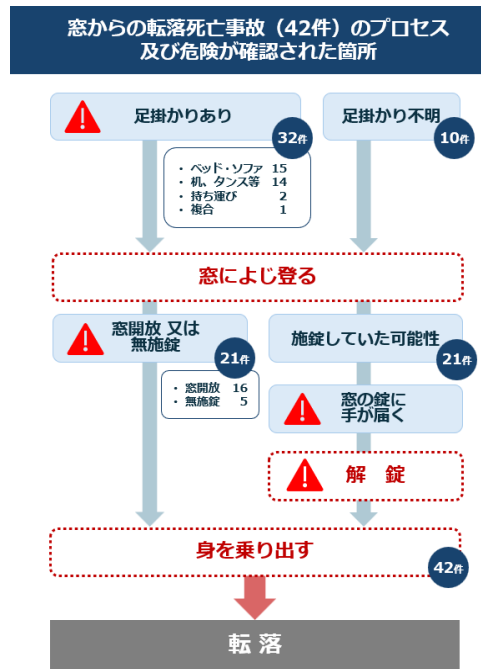
●事故の概要

6歳未満の子どもからの窓及びベランダからの転落死亡事故計134件（32年分）の発生状況を調査した。窓からの転落は1歳の事故が最も多く（42件中12件。次いで2歳が10件）、ベランダからの転落事故は3歳の事故が最も多かった（92件中41件。次いで4歳が21件）。

●事故の原因

子どもの窓及びベランダからの転落死亡事故134件の発生状況を、子どもの身体能力、窓及びベランダの設計・整備基準の各種数値を参照しつつ、窓とベランダに分けて検証した。その結果は、右図のとおり。

事故の原因は、子どもは窓及びベランダから転落する危険性が高いにもかかわらず、ソフトとハードの両面において子どもの窓及びベランダからの転落を防止するのに十分な住環境整備がされていないこと。



▲：「窓によじ登る」「身を乗り出す」「ベランダに出る」「手すりによじ登る」の前の危険な状況及び行動に付記

直近の報告書公表事案②

●再発防止のための意見

・住宅の新築・改修の支援等【国土交通省】

住宅を供給する事業者等に対して、ガイドラインの普及、子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅の新築・改修に対する支援等の施策を講ずること。

・製品開発等の働きかけ【経済産業省】

子どもの窓及びベランダからの転落防止のための研究・製品の開発が進むよう関係団体に働きかけること。

・保護者等に対する周知啓発【こども家庭庁】

子どもが窓及びベランダから転落するプロセス及び転落事故防止方法について、保護者等に対する周知啓発の施策を講ずること。

●チェックリスト

「子どもの転落事故」防止のためのチェックリスト
今すぐ点検！ 危ない箇所はありませんか？

窓のチェックポイント

☑ 窓の近くに家具が置かれている。

✕ 悪い例
床 窓
ソファあり

○ 良い例
床 窓
物が置かれていない

☑ 窓の鍵に子どもの手が届く。

✕ 悪い例
鍵を出し窓
鍵に子どもの手が届いて
いる

○ 良い例
鍵を出し窓
2段階の鍵が取り付け
てある

ベランダのチェックポイント

☑ ベランダに物が置かれている。

✕ 悪い例
ベランダ
イス、プランターあり

○ 良い例
ベランダ
物が置かれていない

☑ 室外機がベランダ手すり壁の近くにある。

✕ 悪い例
ベランダ 室外機
手すり近く

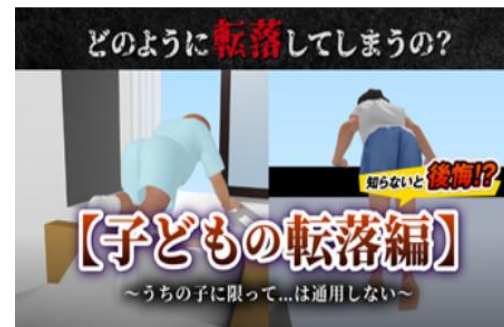
○ 良い例
ベランダ 室外機
・手すりから60cm以上離れている
・壁のない場合は覆っている
60cm

☑ 手すりの仕様がよじ登りやすい／すり抜けやすいものになっている。

✕ 悪い例
ベランダ
・3つ横棒
・子どもが容易に入ること
できる隙間

○ 良い例
ベランダ
・タテ横棒
・手すり手前の隙間1m以下、
縦棒との間隔40cm以下

●窓・ベランダからの子どもの転落再現動画



直近の報告書公表事案②

●消費者安全調査委員会からの一葉

消費者安全調査委員会からの



第19号

子どもの転落事故「うちの子に限って…」は通用しません！

2025年6月24日、住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故の調査結果を取りまとめた報告書を公表しました。

■なぜ事故が起きているのですか

窓からの転落事故42件、ベランダからの転落事故92件が発生した住宅の環境を分析しました。その結果、窓及びベランダからの転落事故のいずれにおいても、7割以上の住宅で足掛かりが関係していることが分かりました。足掛かり以外にも、下記のような状況が分かりました。

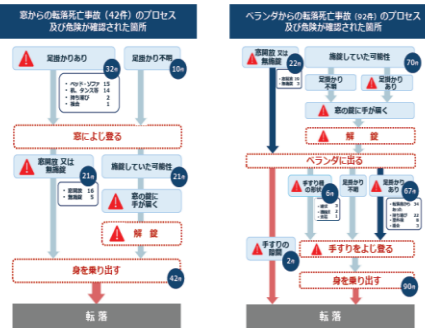


図 転落死亡事故のプロセス及び危険が確認された箇所

■事故の再発防止のために消費者安全調査委員会は何をしたのですか

国土交通大臣には転落事故防止対策が含まれているガイドライン（子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版））の事業者等への普及、転落事故防止対策をした住宅の新築・改修支援等、経済産業大臣には関係団体への子どもの転落事故防止対策のための製品の研究・開発の働きかけ、こども家庭庁には転落事故発生プロセス及び転落事故防止方法の保護者等への周知啓発をするよう意見しました。

子どもが転落に至るプロセスの動画、事故防止のためのチェックリストを公開！

[動画&チェックリスト](#)



COLUMN 子どもたちのために大人ができること

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
副院長、救急診療部統括部長

植松 悟子 氏



■1人の転落死亡事故に対して4人の生涯後遺症

0～17歳の事故には外傷のピラミッドという構図があります。外傷で死亡する子どもを1とすると生涯後遺症が残るのは4、入院するのは37、外傷のために働けなくなるのは690と言われている。転落（墜落）事故で死亡した子どもが1人いたらその4倍の4人くらいは重篤な後遺症を残している可能性があるのです。高いところから落ちて、下がアスファルトの場合には後遺症を残す危険が高くなります。脳挫傷、脊髄損傷などで麻痺が残る。骨盤を骨折して歩行に影響が出るなど元の能力に戻らない機能障害が残ってしまうこともあります。

■親の見守りだけで防ぐことはできない「あっ！」と思った0.5秒で事故は起きる

親が見守っているだけで事故を防ぐことはできるのでしょうか。親が熟睡しているときに事故が発生する可能性があります。料理をしたり、トイレやお風呂に行っているときもあります。人間が24時間ずっと子どもを見てなんて無理な話です。「あっ！」と思った瞬間に事故は起きます。その時間は0.5秒、そのうち親が気付くまでが0.2秒と言われています。残りの0.3秒で親が事故を防ぐことは極めて困難です。つまり、親が子どもを見守っていても事故は起きてしまうのです。

■三つのE「Enforcement」「Environment」「Education」

子どもの事故を防ぐ原則は、三つのE「Enforcement」「Environment」「Education」です。

Enforcement では、国土交通省の子どもを安全に考えたガイドライン、新築や改修のための金銭的補助制度があります。ただ、こうした制度をそもそも知らない人も多いように思います。住宅に関する事業者が「こんなに安全なんだ」と子どもに安全で、子育てに優しい住宅をアピールして、それを保護者が選択できるようにしてほしいと思います。

Environment では、製品による住環境の改善が重要です。「窓の下にベッドやソファを置くな」と言っても、今の日本の住宅の取りではおのずから置くのが難しいこともあるかと思いますが、窓の下にベッドやソファを置くのであれば窓を開けるのを制限する製品を設置する。室外機を手すり欄から60cm以上離せないのであれば子どもが室外機に乗ることができないように欄で囲うなど対策を考えると大事だと思います。

Education は、最も難しい問題かもしれませんが、ガイドラインにある数値の基準などは昔から言われてきたものです。医療の世界でも子どもの事故予防を取り上げられる機会は増えてはいますが、具体的にどのような事故が発生している、どのような対策をすべきまで知られない医療関係者もいます。小児科医や保健師も知識をブラッシュアップして、例えば、健診時に子どもの年齢に応じたアドバイスができるようにしておくことが重要です。保護者側では、自転車を買うときは安全な商品かどうかをきちんと考えて選んでいると思います。住宅も同じように子どもに安全かどうかを考えて選ぶことが重要です。

■大人が子どもを守る社会へ

事故が発生すると親を責めることがあります。しかし、「親が見ていなかったから」と親を責めるのは事故予防ではありません。親を責めるだけでは親が子どもを産み育てることに萎縮し、子どもを公園に行かれない、外に出さない、家の中でゲームしてはいいという社会になってしまいます。

9割以上の家庭では転落で子どもが死亡する事故は発生していません。要因は正確には分かりませんが、保護者が子どもを気にしたり、日本が安全な社会に進んできたからだと思います。事故が発生すると今までで全部ダメだったかのような悪い方をされますが、9割以上の家庭で死亡する事故が発生していない事実は大切な必要があります。

これから残り1割の事故を減らすのは簡単ではありません。保護者だけの責任ではなく、設計、建築に関わる事業者、小児科医など大人の責任として受け止め、事故予防に取り組まなければなりません。このような意識を底上げ、大人が子どもを守っていく文化を創造していく必要があります。道で転んでかすり傷を負った程度の小さな失敗には寛容である一方、死亡や重篤な後遺症のような大きな失敗が発生しない社会になってほしいと思っています。

消費者安全調査委員会からの



第20号

子どもの転落事故 2階でも死亡事故は発生！ 子どもは何でも登ってしまいます！

消費者安全調査委員会では、2025年6月に「住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故」について報告書を公表しました。しかし、その後も子どもの転落事故は発生しています。

報告書では、6歳未満の子どもの住宅の窓及びベランダからの転落死亡事故134件（1993年から2024年までの32年分）の発生状況を検証しました。報告書の公表後に発生した事故などを踏まえて、検証の結果に基づく注意点を補足します。

■低層階でも死亡事故は発生しています！

検証した134件の転落死亡事故を転落した階数別で見ると、一番多かったのは6階で21件（窓7件、ベランダ14件）、次に多かったのは4階で16件（窓8件、ベランダ8件）、その次に多かったのは7階で14件（窓3件、ベランダ11件）でした。**2階からの転落死亡事故は3件**、20階以上は3件で、転落した階数の平均は7.97階でした。

低層階でも多くの死亡事故が発生していることに注意が必要です。

■壁付け物干し、洗濯かご、干していた布団…子どもは何でも登ってしまいます！

134件の中には、**ベランダの壁付け物干し、物干し竿・洗濯用ロープ、洗濯かご、窓やベランダで干していた布団、段ボール**などを使って転落したとみられるものもありました。

子どもは何でも登ってしまいます。普段使っているもの、思いがけないものが転落死亡事故につながってしまうことがあります。

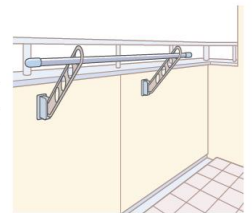


図 壁付け物干し

■今すぐできる対策があります！

住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故を防止するためには、階数にかかわらず、**窓付近やベランダから足掛かりとなり得るものを除去**しつつ、**窓から外壁へのアクセスを遮断**することが重要です。

転落に至る状況の再現動画、転落防止のためのチェックリストを公開しています。

[動画&チェックリスト](#)

